

令和5年5月8日

保護者の皆様

杉並区立杉並第二小学校
校長 新井 晶子

5類感染症への移行後の杉並区立学校感染症対策と学校運営について

日頃より本校の教育活動に、ご理解・ご協力いただきましてありがとうございます。

さて、本日から、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類へ引き下げられることに伴い、杉並区教育委員会より杉並区立学校感染症対策と学校運営について、下記のとおりとする連絡がありましたのでお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、ご確認いただき、引き続いてのご理解とご協力のお願いいたします。

記

1 基本方針

心身ともに健康で豊かな学校生活が送れるように、基本的な感染症対策を大切にしながら、コロナ前の日常を取り戻すだけでなく、コロナ禍で得た知見を基に、多様で質の高い教育活動を開展していく。

- 学校の教育活動の実施にあたり、児童・生徒及び教職員のマスク着用については、感染症対策を講じながら、マスクを外すことを基本とする。
- マスクの着脱については、様々な事情があることを考慮に入れて、個人の判断や意思を尊重する。
- アフターコロナ時代の新しい学校運営に向けて、かかわり・つながりの機会の創出と教育DXを推進して、令和の学校教育の実現を目指す。

2 学校における基本的な感染症対策について

(1) 教室等の換気の徹底

常時2方向の窓を同時に開ける、または「全熱交換型換気扇」の常時運転を行う。

(2) 手洗いの徹底

こまめな手洗い（登校時や給食前後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）の励行について指導する。

(3) 場面に応じたマスクの着用

マスク着用を推奨する場面など、必要に応じて個人の判断でマスクを着用する。

※給食の配食、調理実習（家庭科等）、病院や高齢者施設を訪問する校外学習や交流活動の場面では、マスク着用を推奨する。

(4) 健康観察

発熱等の症状が見られる場合や体調不良時は、検温と体調の変化等について健康観察を行い、学校へ伝えるとともに、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。

(5) 遠足（旅行）・集団宿泊的行事

宿泊を伴う校外学習を実施する場合は、訪問先のガイドライン等に基づいて実施する。

3 マスク着用の有無によるいじめや差別、誹謗中傷等に対する指導

基礎疾患があるなど様々な事情でマスクの着用が必要な児童・生徒もいることから、マスク着用の有無により、児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないよう、生活指導上の配慮等を十分に行う。

4 新型コロナウイルス感染症により登校できない児童・生徒等の出席等の取扱い

(1) 児童・生徒の感染が判明した場合

児童・生徒の感染が判明した場合には、発症から5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでの間、出席停止の措置を講ずる。出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童・生徒に対してマスクの着用を推奨する。

(2) 濃厚接触者等の取扱い

濃厚接触者は特定されなくなるため、感染が確認されていない者については直ちに出席停止の対象とする必要はない。

(3) 感染不安を理由に登校しない場合の取扱い

感染不安を理由に登校しない場合には、児童・生徒に基礎疾患がある、又は同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなど、合理的な理由であることを校長が認めた場合、出席停止とすることができます。

5 臨時休業の判断について

同一集団において、複数の児童・生徒等の感染が確認された場合は、学校医等と相談し、臨時休業を実施する。ただし、感染した児童・生徒の間で感染経路に関連がない場合や、感染可能期間に登校していないなど、他の児童・生徒に感染が広がっている恐れがない場合は、臨時休業を行う必要はない。

6 アフターコロナ時代の新しい学校運営に向けて

(1) かかわりやつながりの機会の創出

子どもの意見を取り入れた学校づくりや地域づくりへの参画、地域や民間団体等の外部人材の積極的な活用、異年齢や校種を超えた幼児・児童・生徒の交流など、コロナ前に当たり前だったかかわりやつながりの機会を設定する。

(2) 教育DXの推進

オンラインを活用した教育活動(外部人材との交流、会議や研修など)やオンラインを活用した家庭との連絡(欠席連絡、学校だより等の送付など)、児童・生徒1人1台タブレット端末や「学びのデジタル・プラットフォーム」(学習eポータル)活用など、コロナ禍で得た知見を活かして教育DXを推進する。

7 その他

(1) 児童・生徒が感染した場合、登校再開時に「登校届」を使用する。(学校ホームページに掲載します)

(2) 「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準等」については、裏面の杉並区からのご案内をご確認ください。

保護者の皆様へ

児童・生徒が集団で生活する学校では、施設内での感染症の拡大を防ぐため、学校保健安全法により、感染症にかかった場合（疑いを含む）や感染のおそれがある場合は出席を停止させることができます。

学校保健安全法施行規則に感染症の種類や出席停止期間が定められていますので、下表の感染症にかかった場合は、学校へお申し出くださいますようご理解とご協力を願います。

【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準等】

| | 感染症の種類 | 出席停止の期間の基準 | 提出書類 |
|-----|---|---|-----------------|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで | ※「医師による登校許可意見書」 |
| 第二種 | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) | 発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで | 「保護者による登校届」 |
| | <u>新型コロナウイルス感染症(ベータコロナウイルス属コロナウイルス)</u> | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで (無症状者の感染者は、検体を採取した日から5日を経過するまで) | |
| 第三種 | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで | 医師による「登校許可意見書」※ |
| | 麻しん(はしか) | 解熱した後3日を経過するまで | |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで | |
| | 風しん(三日ばしか) | 発疹が消失するまで | |
| | 水痘(水ぼうそう) | 全ての発疹が痂皮化するまで | |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退した後2日を経過するまで | |
| | 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで | |
| | 髓膜炎菌性髓膜炎 | 同上 | |
| | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 | 同上 | |
| | その他の感染症 | 条件により校長が出席停止を判断 | |

なお、杉並区では杉並区医師会との協議により、伝染性紅斑(リンゴ病)、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、手足口病の5疾患については出席停止の扱いとはしていません。

※ 医師による「登校許可意見書」については、杉並区医師会との協議により文書作成料を500円としていますが、医療機関によっては500円を超える場合がありますので、ご了承ください。

出席停止の期間の考え方（参考例）

【新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

ただし、発症した日や、症状が軽快した日の翌日から起算すること

（学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 令和5年5月8日施行）

※出席停止日数の考え方

<有症状の場合> （発症・症状軽快した日を0日目として数えます。）

①5/1 発症→5/2 症状軽快→発症後5日経過→5/7 から登校可 1・2・3・4・5・6・7・8

②5/1 発症→5/6 夕方症状軽快→軽快後1日経過→5/8 から登校可 1・2・3・4・5・6・7・8

⑧・9

<無症状で検査した場合> （検体採取日を0日目として数えます。）

③5/1 検体採取→5/2 感染確認→検体採取後5日経過→5/7 から登校可

1・2・3・4・5・6・7・8

④5/1 検体採取→5/2 感染の確認なし→直ちに出席停止の対象とする必要はない

（凡例：発症日・検体採取日 □、 症状軽快日 ◇、 出席停止の期間 _____ 、 登校可能な日 ○）

※上記の出席停止日数の考え方を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

| | | | |
|----|--|----|----------------------|
| 前月 | 20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31 | 当月 | 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10 |
| | 11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31 | | |

【インフルエンザの出席停止の期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

（学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 平成24年4月1日施行）

※出席停止日数の考え方（発症・解熱した日を0日目として数えます。）

①2/1 発症→2/2 解熱→発症後5日経過→2/7 から登校可 1・2・3・4・5・6・7・8

②2/1 発症→2/3 解熱→発症後5日経過→2/7 から登校可 1・2・3・4・5・6・7・8

③2/1 発症→2/4 解熱→解熱後2日経過→2/7 から登校可 1・2・3・4・5・6・7・8・9

④2/1 発症→2/5 解熱→解熱後2日経過→2/8 から登校可 1・2・3・4・5・6・7・8・9

（凡例：発症日 □、 解熱日 ◇、 出席停止の期間 _____ 、 登校可能な日 ○）

※上記の出席停止日数の考え方を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

| | | | |
|----|--|----|----------------------|
| 前月 | 20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31 | 当月 | 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10 |
| | 11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31 | | |